

2024 年度登録確定作業の進め方について

1. 作業入力ファイルの添付

作業用のエクセルのファイルは以下の①～④のシートからなっています。

①. 「登録人数申請書兼単組別内訳表」

過去1年の新規加盟単組を含め、基準日（2024年6月1日）現在の組合員数を入力するものです。シートの2024年の記載欄には2023年の組合員数を入力してあります。入力する際は、あらためて2024年の組合員数を入力してください。また、増減の数や率（5%）が大きい単組については、その要因を「備考」に記載してください。

②. 「組合費減免交付金申請書（①減免）」

平均年収の低い組合員グループに対して適用する交付金です。年収450万円未満の層をA～Cの三段階に分けています。県本部の申告に基づき、平均年収の低いグループに属する組合員人数に基づき算出します。

シートの2024年の記載欄には2023年の組合員数を入力してあります。入力する際は、あらためて2024年の組合員数を入力してください。

③. 「新規加盟対策交付金申請書（②新規加盟 支部・分会）」

新規加盟組織に対して組合費の減免措置を行うための交付金です。支部・分会形式での新規加盟がある場合、人数を入力します（単組の新規加盟は本部が把握しているデータを使います）。

新規加盟単組については、自治労本部が大会・中央委員会の議案に基づき転記します。なお、議案に記載されない支部・分会の新規加盟は、県本部の申告によりますのでエクセルシートの交付金申請書に記入します。

④. 「試算表」（2024年度月額納入金試算表）

上記①～③シートへの入力結果を反映して、総額・月額を試算したものを表示しています。

⑤. 「地域労働運動強化交付金（全国一般）申請書」

上記①～④とは別ファイルとして、「地域労働運動強化交付金（全国一般）申請書」のファイルを添付しています。

第87回定期大会（2014年8月）の決定に基づき、全国一般地方労組の自治労本部組合費は、年収に応じた組合費減免交付金制度を適用しています。これにより全国一般評議会が従前実施してきた納入額の増加に対応するため、地域労働運動強化交付金として県本部に補てんします。実際の申告については、別添の「全国一般評議会地方労組組合費登録の進め方」を参考に所定の様式による申請をお願いします。ファイルの記載欄に2024年6月1日時点の登録人数を記入いただき、申請書に基づき試算した交付金額を「試算表」の交付金額に入力します。

⑥. 2023年の実績数や単組名は、すでに確認して実行されている数字の基に

なっており削除は行わないでください。単組名の変更などは、赤字で変更をお願いします。なお、2023年の登録確定で確認された単組から削除可能な単組については、前回の登録基準日以降の機関会議（2023年8月の第97回定期大会、2024年1月の第165回中央委員会、2024年5月の第166回中央委員会）で脱退が承認された単組のみとし、脱退単組は自治労本部があらかじめ表示します。2024年6月2日以降に脱退した（脱退予定）単組の削除は2025年度の対象となります。なお、入力するための行数が足りないときは行を挿入してください。

- ⑦. エクセル表には、各所に計算式が入力されており、自動的に計算結果を表示します。行の挿入や削除、コピーや貼り付けを行ったときに、計算式や計算対象領域がずれないようにご注意ください。
- ⑧. 試算表は、登録確定作業中の参考に使用するものであり、最終的な確定数値は、あらためて本部から「登録確定結果確認書」をキントーンの「③本部最終確認」に添付します。

①～④のシートならびに⑤のファイルは、發文でご案内したキントーンに添付してください。なお、ファイルは一つずつしか添付できませんので、2つファイルがある場合はお手数ですが2回登録をお願いします。

2. 交付金算定数値の補足説明および運用基準

以下の点について説明を補足するとともに、これを運用の基準とします。

- ①. 「組合費減免交付金」を算出するための減免対象組合員の正確な人数
 - (ア) 「組合費減免交付金」組合費の減免は、自治労の組織化対象を「臨時・非常勤等職員」、「会計年度任用職員」に拡大してきたことに対応して設けられたものです。

したがって、自治体正規職員で（若年層、役職定年者など）仮に平均年収が450万円以下であっても、減免の対象とはなりません。また「臨時・非常勤等職員」「会計年度任用職員」であっても、年収が450万円以上の場合は対象なりません。ただし、定年後の再任用・再雇用職員については減免の対象となります。
 - (イ) 組合員の平均年収とは、一時金を含む賃金支払総額の平均です。その算定は、単組の申告によることとし、疑義がある場合、単組・県本部・本部間で協議し、どの区分に属するかを決定します。
 - (ウ) 個人加盟ユニオンなど組合員の平均年収の把握が困難なケースは、推定値によることとします。
 - (エ) 大規模単組などにおいて、複数の年収グループが存在する場合（年収の低いグループが支部・分会などの形で存在している場合）は、単組・県本部・本部間の協議により、支部・分会単位で別区分の納入とします。
 - (オ) 年収グループとは、自治体単組に加盟している公社・事業団・社協など、

他事業所の支部・分会、あるいは臨時・非常勤等職員、定年後の再雇用・再任用職員など賃金支払基準および水準が大きく異なるグループをさします。繰り返しになりますが、若年層の自治体職員は、年収が一定額以下であっても、別グループで扱うことはできません。

- (カ) 公営競技評議会単組については、別途同評議会加盟単組ごとの組合員数・組合費納入額を算出し、6月中旬までに各関係県本部に送付しますので、その数値を報告シートに入力してください。
- (キ) 自治労社会保険関係労働組合連合については、県本部としての対応は要しません。
- (ク) 全国一般は、2015年の登録・確定作業から、通常の登録・納入を適用し、地域労働運動強化交付金制度の対象としています。別添の様式に基づき申告します。なお、登録方式の統一化にともない、自治労大会の代議員割当等の基礎となる組合員数は、これまで90%登録としていましたが、他の単組と同様100%の取り扱いとします。

②. 「新規加盟対策交付金」を算出するための、前年度に新たに加盟した単組等の正確な組合員数

- (ア) 「前年度に新たに加盟した単組等」とは、2023年6月以降の本部機関会議等で承認された単組等です。
 - 第97回定期大会（2023年8月）
 - 第165回中央委員会（2024年1月）
 - 第166回中央委員会（2024年5月）
- (イ) 「単組等」とは上記に加え、支部・分会として加盟したものです。具体的には、「臨時・非常勤等職員グループが分会として単組に加盟」、「市町村合併により自治労未加盟の旧●●町が支部として単組に加盟」などです。
- (ウ) 新規採用職員、定年後の再任用・再雇用職員、役職定年者等の組合加盟や未組織職員の加盟は、新規加盟対策交付金の対象にはなりません。

3. 登録確定作業の内容

①. 県別面談の取り扱い

電話・ガランメッセージ・メールによる情報交換を十分に行うこととします。ただし、本部が報告内容等の精査が必要と判断した場合は、後日個別にご連絡し、面談（ウェブ）日程の調整をさせていただきます。また、面談を希望される県本部は、総合組織局まで申し出てください。

②. 具体的な作業

- (ア) 各県本部は、6月1日を基準日として、加盟単組の組合員数、減免措置を必要とする年収グループの人数、新規に加盟した支部・分会の人数など集約の準備をお願いします。

- (イ) 各県本部は、本部がキントーンに添付した入力ファイルに、上記(ア)で準備した単組ごとの組合員数、減免措置を必要とする年収グループの人数、新規に加盟した支部・分会の人数を記入します。
該当県本部については、「地域労働運動強化交付金申請書」もあわせて記入し、それぞれ **6月14日(金)** までにキントーンの「②県本部報告」欄に添付をお願いします。
- (ウ) 本部は、提出書類を精査し、県本部への照会を電話・メール等で行います。
- (エ) 申請された内容について県本部・本部の合意が整った段階で、本部から「登録確定結果確認書」を6月～7月を目途にキントーンの「③本部最終確認」に添付します。
- (オ) 県本部は「登録確定結果確認書」の内容を確認し、担当役員が署名・押印の上、キントーンの「④県本部押印」の欄に添付してください。以上で終了です。
- (カ) 県本部強化交付金など、県本部・本部間で協議する必要があるものは上記の作業を行いつつ、最終金額を確定する前に面談(ウェブ)等の協議を行います。「登録確定結果確認書」の作成は、協議が整った後に行います。

以 上